船橋市未成年後見人支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童相談所が支援を行う児童等について、その未成年後見に係る報酬等を助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成１７年５月２日付け雇児発第０５０２００１号。以下「国通知」という。）に基づき、船橋市が実施する未成年後見人支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象事業）

第２条　本事業の対象は、未成年後見人が行う被後見人の後見とし、対象経費は次に掲げるものとする。

（１）児童相談所が必要と認め、家庭裁判所から選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料。

（２）児童相談所が必要と認め、家庭裁判所から選任され、報酬の付与を認められた未成年後見人が、被後見人から受け取るべき報酬の全部又は一部。

（事業内容）

第３条　本事業の内容は、次に掲げるものとする。

（１）保険料助成

国通知の定めるところにより、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）が運営する未成年後見人補償制度に加入するための保険料の全額を助成する。ただし、損害賠償保険への加入が年度途中において行われた場合には、日本社会福祉士会が別に定める額とする。

（２）報酬助成

国通知の定めるところにより、助成対象未成年後見人が家庭裁判所に報酬の請求を行い、報酬の額が決定された場合に被後見人から受け取るべき報酬額の全部又は一部を助成する。

（助成要件）

第４条　前条による助成は、次に掲げる要件を全て満たす場合に助成する。

（１）未成年後見人は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３３条の８の規定に基づき、児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所が選任した者又は児童相談所長以外の者が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い選任された未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人（但し、児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年

後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る未成年後見人（以下「児童相談所長が認める者」という。）に限る。）であること。
（２）被後見人の年齢が１８歳未満であること。
（３）被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産（以下「資産等」という。）の評価額の合計が、１，７００万円未満であること。
（４）家庭裁判所により未成年後見人として選任された者が、被後見人の親族以外の者であること。
（５）児童相談所長が認める者は、次に掲げる児童に係る未成年後見人であること。
ア 児童相談所が把握している児童であること。
イ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であること。
ウ 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。
（６）児童相談所長が認める者は、家庭裁判所が選任する前に児童相談所長の承認を得ること。
２ 前項の規定にかかわらず、被後見人が法第２７条第１ 項第３号の規定により措置又は委託されている児童等であって、当該児童等が入所している施設の法人職員又は委託されている里親が未成年後見人となった場合は対象としない。
ただし、当該法人について、被後見人の施設退所後の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。

（助成金額）
第５条　本事業における助成金額は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
（１）保険料助成
　日本社会福祉士会が定める保険料の全額
（２）報酬助成
　家庭裁判所が助成対象未成年後見人の請求を受け、決定した報酬額に対して、被後見人一人当たり年額２４０，０００円（月額上限２０，０００円）の範囲内とする。ただし、一人の助成対象未成年後見人が複数の被後見人を後見する場合は、被後見人一人当たり年額２４０，０００円（月額上限２０，０００円）の範囲内とし、一人の被後見人を、複数の助成対象未成年後見人が後見する場合は、助成対象未成年後見人一人当たり年額２４０，０００円（月額上限２０，０００円）の範囲内とする。

（助成対象期間等）
第６条　本事業における保険料助成及び報酬助成の対象期間は、助成対象未成年後見人が家庭裁判所により選任決定された日から被後見人が１８歳に到達する日の前日までとする。
２　児童相談所長は、１年に１回以上、助成対象未成年後見人及び被後見人の状況を確認するものとする。

（保険料助成の申請）
第７条　助成対象未成年後見人は、本事業における保険料助成を受けようとする場合には、家庭裁判所における未成年後見人選任の審判が行われ、未成年後見人が選任された後に、市長が指定する期間内に、船橋市未成年後見人支援事業（保険料助成）申請書（第１号様式）に、船橋市未成年後見人支援事業資産状況届出書（第４号様式）、船橋市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第５号様式）、日本社会福祉士会が定める未成年後見人補償制度加入依頼書（以下「加入依頼書」という。） 及び未成年後見人選任に係る審判書の謄本の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（損害賠償保険の加入）
第８条　市長は、前条の規定により船橋市未成年後見人支援事業（保険料助成）申請書等の提出を受けたときは、保険料助成の可否を決定し、船橋市未成年後見人支援事業（保険料助成）（決定・却下）通知書（第２号様式）により申請を行った助成対象未成年後見人にその結果を通知するものとする。
２　前項の規定により市長が保険料助成を行うことを決定したときは、市長は、日本社会福祉士会に対し加入依頼書を提出し、助成対象未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険の加入の申込みを行うものとする。

（保険料助成金の支払）
第９条　市長は、日本社会福祉士会から保険料助成に係る保険料の請求を受けたときは、助成対象未成年後見人に代わって保険料の全額を支払うものとする。
２　市長は、前項の保険料助成金の支払後、日本社会福祉士会から送付される加入者証を、速やかに助成対象未成年後見人に送付するものとする。

（事故等の発生報告）
第１０条　助成対象未成年後見人は、保険料助成を受けている助成対象未成年後見人又は被後見人に生じた損害に対し保険金の支払を求める場合には、日本社会福祉士会が定める事故報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（保険料助成の継続）

第１１条　助成対象未成年後見人は、保険料助成を翌年度も継続して受けることを希望する場合には、毎年度、市長が指定する期間内に、船橋市未成年後見人支援事業（保険料助成）申請書（第１号様式）に加入依頼書を添えて、市長に提出しなければならない。

（報酬助成の申請手続）

第１２条　助成対象未成年後見人は、報酬助成事業の報酬を受けようとするときは、民法第８５３条から第８５６条まで及び第８５７条の２に規定する後見の事務を行った後、船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書（第３号様式）に、船橋市未成年後見人支援事業資産状況届出書（第４号様式）、船橋市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第５号様式）及び家庭裁判所が発出する報酬付与審判書の写し及び未成年後見人選任に係る審判書の謄本の写しを添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書（第３号様式）等の提出を受けたときは、児童相談所長に、助成対象未成年後見人及び被後見人の状況を訪問等により確認させ、児童相談所長は、その結果を船橋市未成年後見人支援事業実施状況確認書（第６号様式）により市長に報告するものとする。

３　市長は、前項の児童相談所長による確認結果を踏まえ、報酬助成の可否を決定し、船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）（決定・却下）通知書（第７号様式）により助成対象未成年後見人に通知するものとする。

（報酬助成金の支払）

第１３条　報酬助成の決定を通知された助成対象未成年後見人が報酬助成金の請求を行うときは、船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書（第８号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった月の翌月の末日までに、助成対象未成年後見人に対して報酬助成事業による助成金を支払うものとする。

（助成対象未成年後見人の報告義務）

第１４条　助成対象未成年後見人は、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなった場合には、速やかに船橋市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書（第９号様式）に船橋市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第５号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）被後見人の資産等の合計が１，７００万円以上となったとき。

（２）被後見人の未成年後見人を辞任したとき。

（３）被後見人の未成年後見人を解任されたとき。

（４）被後見人が婚姻したとき。

（５）被後見人が死亡したとき。

（６）被後見人の住所又は氏名が変わったとき。
（７）助成対象未成年後見人の住所又は氏名が変わったとき。
（８）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（未成年後見人支援事業の終了）
第１５条　市長は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、本事業の実施の終了を決定するとともに、船橋市未成年後見人支援事業終了通知書（第１０号様式）により、速やかに助成対象未成年後見人に通知しなければならない。
（１）　助成対象未成年後見人又は被後見人が第２条に定める助成要件を満たさないこととなったとき。
（２）　助成対象未成年後見人から前条第１号から第５号までの規定に該当する旨の届出がされたとき。
（３）　その他市長が本事業を実施することが適当でないと認めたとき。
２　市長が前項の規定により本事業の実施を終了した場合の保険料助成及び報酬助成の実施は、原則として事業を終了する日が属する月までとする。ただし、保険料助成については、日本社会福祉士会が定めるところにより保険が解約されるまでの期間を助成対象とする。

（助成金の返還）
第１６条　市長は、本事業における助成金の支払い後、前条第１項の規定により本事業の実施を終了した場合には、同条第２項の規定により助成すべき助成金の額を算定し、支払済の助成金が当該額を上回るときは、本事業における助成金を受領した者に対して、支払済の未成年後見人支援事業助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。
２　不正の行為によって本事業による助成を受けた者があるときは、市長は、その者からすでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。
３　助成金を受領した者は、前各項の規定により市長から助成金の返還請求があった場合には、速やかに市長へ助成金を返還しなければならない。

（譲渡等の禁止）
第１７条　本事業の助成を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

（委任）
第１８条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

第１号様式

年　　月　　日

船橋市未成年後見人支援事業（保険料助成）申請書

（申請先）
船橋市長　あて

未成年後見人	氏名	印
	住所	
	電話番号	
未成年被後見人	氏名	
	住所	
	電話番号	

家庭裁判所の審判により、被後見人の未成年後見人として選任されたため、必要書類を添付し船橋市未成年後見人支援事業（保険料助成）を申請します。

家庭裁判所の未成年後見人選任審判書に記載された未成年後見人の開始日	年　　月　　日から
対象期間内に施設入所がある場合の入所期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで （施設名　　）

（添付書類）
１　船橋市未成年後見人支援事業資産状況届出書（第４号様式）
２　船橋市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第５号様式）
３　未成年後見人補償制度加入依頼書（公益社団法人日本社会福祉士会）
４　未成年後見人選任に係る審判書の謄本の写し

第２号様式

第　　号
年　　月　　日

船橋市未成年後見人支援事業（保険料助成）（ 決定・却下）通知書

未成年後見人

船橋市長　　印

年　　月　　日に申請がありました、船橋市未成年後見人支援事業（保険料助成）について、次のとおり（ 決定・却下）しましたので通知します。

決定内容		保険料助成決定 ・ 保険料助成却下
未成年被後見人	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日　　生
	住　　所	〒　　—
備　　考		

（注意事項）
未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に対し報告してください。

審査請求等について
１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、船橋市長に対してすることができます。
２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、船橋市を被告として提起することができます。

第３号様式

年　　月　　日

船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）申請書

（申請先）
船橋市長　あて

未成年後見人	氏名	印
	住所	
	電話番号	
未成年被後見人	氏名	
	住所	
	電話番号	

船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）につきまして、船橋市未成年後見人支援事業実施要綱に基づき、必要書類を添付し申請します。

申請額	年額　　円
助成対象期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
家庭裁判所の未成年後見人選任審判書に記載された未成年後見人の開始日	年　　月　　日から
対象期間内に施設入所がある場合の入所期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで （施設名：　　）

（添付書類）

１　船橋市未成年後見人支援事業資産状況届出書（第４号様式）

２　船橋市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第５号様式）

３　報酬付与審判書の写し

４　未成年後見人選任に係る審判書の謄本の写し

第４号様式

年　　月　　日

船橋市未成年後見人支援事業資産状況届出書

（申請先）
船橋市長　あて

未成年後見人	氏名	印
	住所	
	電話番号	
未成年被後見人	氏名	
	住所	
	電話番号	

船橋市未成年後見人支援事業の申請を行うため、次のとおり、被後見人の資産状況を届け出ます。

資産の内訳	現　　金	円
	預　貯　金	円
	有 価 証 券	円
	不　動　産	円
	その他の資産	円
資　産　の　合　計		円

（注意事項）
報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取り消したうえ、助成額の返還を求めます。

第５号様式

年　　月　　日

（申請先）
船橋市長　あて

船橋市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書

船橋市未成年後見人支援事業における資産状況の届出内容について、関係機関に調査・照会を行うこと及び本同意書を関係機関に開示することに同意します。

未成年後見人　氏名　　印

住所

電話番号

未成年被後見人　氏名　　印

住所

電話番号

第６号様式

年　　月　　日

（申請先）
船橋市長　あて

船橋市児童相談所長　　印

船橋市未成年後見人支援事業実施状況確認書

次の未成年後見人及び未成年被後見人については、船橋市未成年後見人支援事業実施要綱第２条の助成要件を満たしており、適正に未成年後見人としての業務が実施されていることを確認しましたので、同要綱第１１条第２項の規定により報告します。

未成年後見人　　氏名	
未成年被後見人　氏名	

第７号様式

第　　号
年　　月　　日

船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）（ 決定・却下）通知書

未成年後見人

船橋市長　　印

年　　月　　日に申請がありました、船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）について、次のとおり（ 決定・却下）しましたので通知します。

決定内容		報酬助成決定　・報酬助成却下
助成金額		円
助成対象期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
未成年被後見人	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日　生
	住　　所	〒　　―
備　　考		

（注意事項）

１　助成金を当事業の目的以外に使用した場合、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

２　未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合、速やかに市長に対し、次の必要書類を用いて報告してください。

（必要書類）

１　船橋市未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書（第５号様式）

２　船橋市未成年後見人支援事業資産状況変更・喪失届出書（第９号様式）

第８号様式

年　　月　　日

船橋市未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書

（請求先）

船橋市長　あて

未成年後見人	氏名	印
	住所	
	電話番号	
未成年被後見人	氏名	
	住所	
	電話番号	

船橋市未成年後見人支援事業に係る報酬助成金を次のとおり請求します。

請 求 金 額	円	
助成対象期間		
助成金振込口座	金融機関名	
	支　店　名	
	口 座 種 別	普通預金 ・ 当座預金
	口 座 番 号	
	口座名義人	(ﾌﾘｶﾞﾅ)

（注意事項）

報酬助成金の振込口座は、未成年後見人本人又は未成年後見人を行う法人の代表者の口座としてください。

（添付書類）

助成金振込口座の通帳の写し

第９号様式

年　　月　　日

船橋市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書

（届出先）
船橋市長　あて

未成年後見人	氏名	印
	住所	
	電話番号	
未成年被後見人	氏名	
	住所	
	電話番号	

船橋市未成年後見人支援事業の助成要件に変更等が生じましたので、次のとおり状況を届け出ます。

変更年月日	年　　月　　日
変更等の内容	

●被後見人の資産状況（資産状況に変更がある場合のみ記載してください。）

資産の内訳	現　　金	円
	預　貯　金	円
	有 価 証 券	円
	不　動　産	円
	その他の資産	円
資　産　の　合　計		円

（注意事項）

届出内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取り消したうえ、助成額の返還を求めます。

第１０号様式

第　　号
年　　月　　日

船橋市未成年後見人支援事業終了通知書

未成年後見人

船橋市長　　印

船橋市未成年後見人支援事業について、次の理由により終了しましたので通知します。

助成の種類		保険料助成・報酬助成
終 了 日		年　　月　　日
終了の理由		
未成年被後見人	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日　生
	住　　所	〒　　―

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、船橋市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、船橋市を被告として提起することができます。